

## 2. 物流特殊指定の概要

# 物流特殊指定とは

物流特殊指定の正式名称は、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」という。

物流特殊指定は、荷主（いわゆる真荷主）と物流事業者の取引における優越的地位の濫用を効果的に規制するために指定された独占禁止法上の告示である。

（注） 優越的地位の濫用を効果的に規制するために、物流特殊指定は規制対象を明確化し、具体的な禁止行為を指定している。

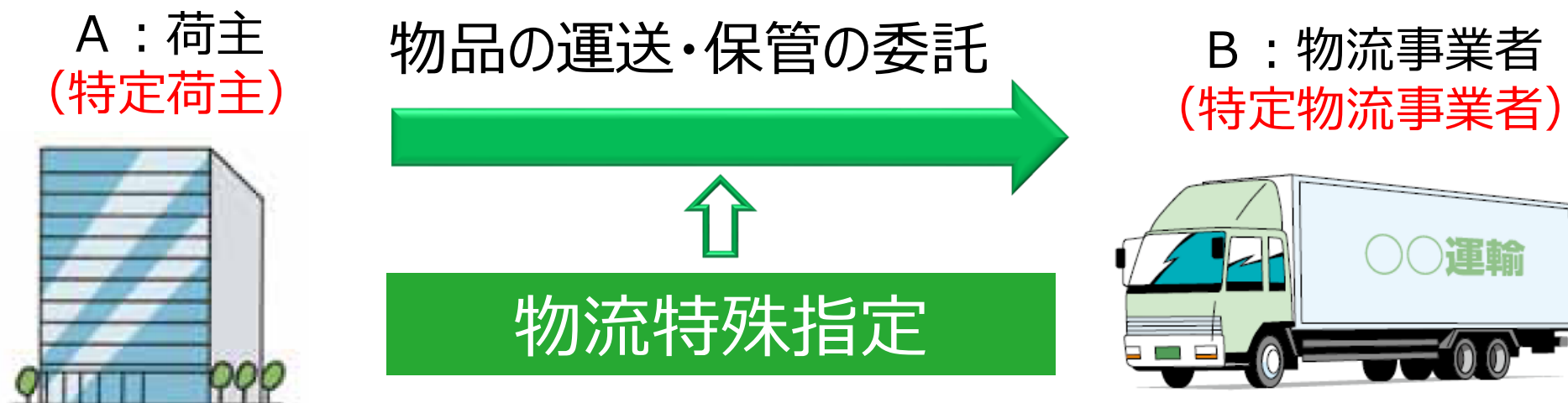
# 物流特殊指定の適用対象となる取引



荷主と物流事業者との取引に物流特殊指定を運用し、また、物流事業者間の再委託取引に下請法を運用することにより、物流分野全体の取引の公正化を図っている。

物流特殊指定の適用対象となる取引①

## 荷主が物流事業者に対して直接委託する取引



荷主（A）が物流事業者（B）に対して、継続的に物品の運送又は保管を委託している場合に、荷主及び物流事業者の資本金等が次頁のいずれかの関係にあるときは、それぞれ「特定荷主」及び「特定物流事業者」として、物流特殊指定の適用対象となる。

（注） 継続的とは、毎月のように連続的に委託（受託）しているということまでではなく、例えば、不定期であっても繰り返し委託（受託）しているような場合も含まれる。



# 荷主と物流事業者の関係

荷主（特定荷主）

物流事業者（特定物流事業者）

a

資本金 3 億円超

資本金 3 億円以下

（個人事業者を含む。）

※資本金 3 億円超の事業者の子会社を除く。

b

資本金 1 千万円超  
3 億円以下

資本金 1 千万円以下

（個人事業者を含む。）

※資本金 1 千万円超の事業者の子会社を除く。

c

取引上の地位が  
優越している荷主

取引上の地位が  
劣っている物流事業者

上記 **c** における取引上の地位の優劣の判断に際しては、荷主と物流事業者の関係ごとに、取引依存度、荷主の市場における地位、取引先変更の可能性等を総合的に考慮する。

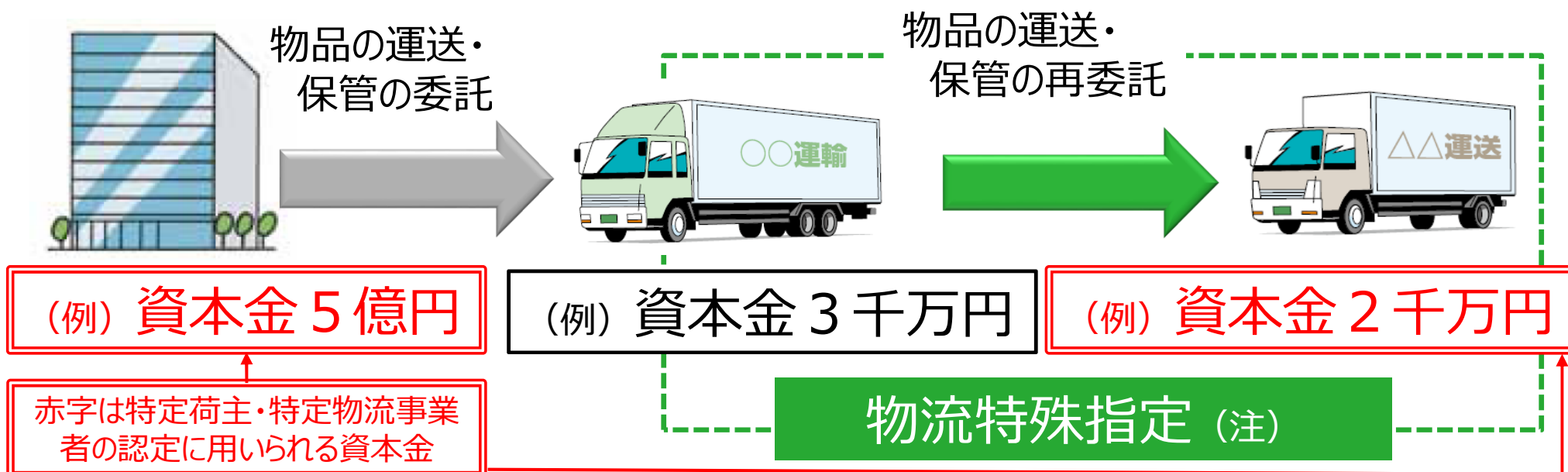
## 物流特殊指定の適用対象となる取引②

# 荷主の子会社が物流事業者に対して再委託する取引

A：荷主

B：荷主 A の子会社  
(元請物流事業者)

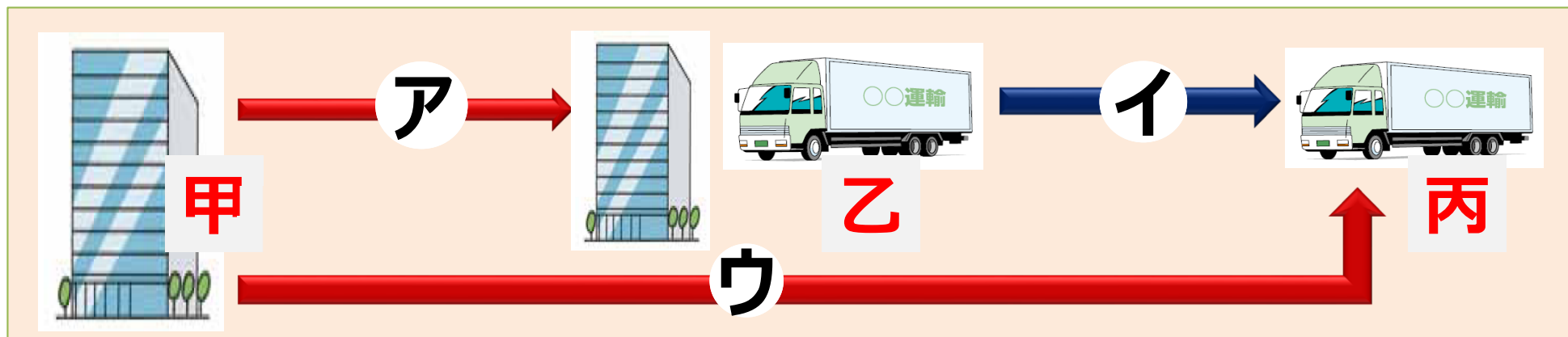
C：下請物流事業者



荷主 A が子会社 B に委託し、子会社 B が物流事業者 C に再委託する場合に、仮に A が直接 C に委託すれば A と C の間に前頁の「荷主と物流事業者の関係」が成立する場合、子会社 B が特定荷主とみなされ、B と C の間に物流特殊指定が適用される。

## 物流特殊指定における子会社の考え方

物流特殊指定における子会社の考え方は以下のとおり。



### 〈図ア〉

- 甲が乙の総議決権の50%を超える議決権を保有する場合、乙は甲の子会社となる。

### 〈図イ・ウ〉

- 甲とその子会社乙が併せて丙の総議決権の50%を超える議決権を保有する場合、丙は甲の子会社とみなす。

### 〈図ア・イ〉

- 甲の子会社乙が丙の総議決権の50%を超える議決権を保有する場合、丙は甲の子会社とみなす。

# 特定荷主の禁止行為

- ① 代金の支払遅延
- ② 代金の減額
- ③ 買いたたき
- ④ 物の購入強制・役務の利用強制
- ⑤ 割引困難な手形の交付
- ⑥ 不当な経済上の利益の提供要請
- ⑦ 不当な給付内容の変更及びやり直し
- ⑧ 要求拒否に対する報復措置
- ⑨ 情報提供に対する報復措置

### 3. 働き方改革関連の事例集

## 働き方改革に関連して生じ得る中小企業等に対する不当な行為の事例(抜粋)

### 短納期発注による買いたたき

事業者は、納期までの期間が通常より短い発注を行い、その結果として取引の相手方が休日勤務を余儀なくさせられ、人件費等のコストが大幅に増加するにもかかわらず、通常の納期で発注した場合の単価と同一の単価を一方的に定めた。

### 働き方改革に向けた取組のしわ寄せ

事業者は、取引の相手方に対して物品の製造を委託している。商品発注のために必要なデータを自社システムに入力するという作業は自ら行うべきであるにもかかわらず、当該作業を取引の相手方に対して無償で行わせた。

### 業務効率化の果実の摘み取り

事業者は、取引の相手方から、社外秘である製造原価計算資料、労務管理関係資料等を提出させ、当該資料を分析し、「利益率が高いので値下げに応じられるはず」などと主張し、著しく低い取引対価を一方的に定めた。

### 付加価値の不払

事業者は、取引の相手方に対して物品の製造を委託しており、取引の相手方と書面において短納期発注に対しては「特急料金」を定めていた。ある発注が通常よりも短期のリードタイムであったため、特急料金を適用するものに相当したことから、取引の相手方はその分を上乗せした請求を行ったが、当該事業者は、予算が足りないなどの理由により、特急料金を支払うことなく、当該料金を差し引いた、通常の納期の取引対価しか支払わなかった。

### 直前キャンセル

事業者は、取引の相手方に対して運送業務を委託しているところ、特定の荷主の荷物を集荷するために、毎週特定の曜日に取引の相手方のトラックを数台待機させることを契約で定めている。当該事業者は、その当日になって「今日の配送は取りやめになった」と一方的にキャンセルし、その分の対価を支払わなかった。



ご相談やご質問は、全国の相談窓口にお問い合わせ下さい。

## 公正取引委員会 事務総局 経済取引局 取引部 企業取引課

〒100-8987 千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟  
TEL 03(3561)3375(直) FAX 03(3561)1800  
<http://www.jfrc.go.jp>

### 北海道事務所 下請課

〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎  
TEL 011(231)6300(代) FAX 011(261)1719

### 東北事務所 下請課

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎  
TEL 022(225)8420(直) FAX 022(261)3548

### 中部事務所 下請課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館  
TEL 052(961)9424(直) FAX 052(971)5003

### 近畿中国四国事務所 下請課

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館  
TEL 06(6941)2176(直) FAX 06(6943)7214

### 近畿中国四国事務所 中国支所 下請課

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館  
TEL 082(228)1501(代) FAX 082(223)3123

### 近畿中国四国事務所 四国支所 下請課

〒760-0068 高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎  
TEL 087(81)215760(直) FAX 087(862)1995

### 九州事務所 下請課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館  
TEL 092(431)6032(直) FAX 092(474)5465

### 沖縄総合事務局 総務部 公正取引室

〒900-0006 那覇市おもるまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館  
TEL 098(866)0049(直) FAX 098(860)1110

### 中小企業庁 事業環境部 取引課

〒100-8912 千代田区霞が関1-3-1  
TEL 03(3501)1669(直) FAX 03(3501)1504  
<http://www.chusho.meti.go.jp>

### 北海道経済産業局 産業部中小企業課

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎  
TEL 011(709)1783(直) FAX 011(709)4138

### 東北経済産業局 産業部中小企業課

〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎  
TEL 022(221)4922(直) FAX 022(215)9453

### 関東経済産業局 産業部中小企業課

〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎第1号館  
TEL 048(600)0325(直) FAX 048(601)1500

### 中部経済産業局 産業部中小企業課

〒450-0003 名古屋市中村区名駅南4-1-22  
TEL 052(589)0170(直) FAX 052(589)0173

### 近畿経済産業局 産業部中小企業課

〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館  
TEL 06(6966)6037(直) FAX 06(6966)6083

### 中国経済産業局 産業部中小企業課

〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館  
TEL 082(224)5661(直) FAX 082(224)5643

### 四国経済産業局 産業部中小企業課

〒760-8512 高松市サポート3-33 高松サポート合同庁舎  
TEL 087(81)18529(直) FAX 087(81)18558

### 九州経済産業局 産業部中小企業課

〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎  
TEL 092(482)5450(直) FAX 092(482)5393

### 沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課

〒900-0006 那覇市おもるまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館  
TEL 098(866)1755(直) FAX 098(860)3710

上記の相談窓口のほか、最寄りの商工会議所及び商工会に設置されている相談窓口である「独占禁止法相談ネットワーク」でも、下請法や優越的地位の濫用等に関する相談を受け付け、公正取引委員会に取り次いでいます。

また、中小企業庁の委託により公益財団法人全国中小企業取引振興協会が運営する「下請かけこみ寺」では、中小企業の取引上の悩み相談を受け付けています。

下請けかけこみ寺 相談用フリーダイヤル (全国共通)  
**0120-418-618**



公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission